

令和6年度 横浜市ヤングケアラー支援事業団体補助金 募集案内



1 補助事業の概要

(1) 趣旨

ヤングケアラーの精神的負担軽減に向けて、横浜市では市内のヤングケアラーを支援する団体へ支援に要する費用の一部助成を行います。

(2) 補助対象事業

ピアサポート	支援者団体は、ヤングケアラーにとって家事や家族のケアなどについての相談先として心理的なハードルの高い公的機関に代わる効果的な相談窓口として、ヤングケアラーを対象としたピアサポート等の悩み相談を実施する。
オンラインサロン	ヤングケアラー本人及び保護者等からの電話相談、SNS 相談等を実施する。

(3) 補助額 ※1 団体につき 300 万円が上限額になります。

補助事業	補助限度額				対象経費
	ピアサポート	立ち上げ費用	備品購入費	オンラインサロン	
			ピアサポート	上限 25 万円	
		通信運搬費		上限 15 万円	電話開設費用
オンラインサロン	運営費用			1 日あたり上限 5 万円 ※ 開設時間 制約あり・詳細は要綱の別表参照	人件費・報償費・備品購入費(その他)・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・交通費・光熱水費・使用料・委託料・食糧費・保険料

2 補助対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

3 申込について

(1) 第1回募集：**令和6年5月31日(金) 必着**

(令和6年4月から事業を開始している場合は、4月から補助対象となります。)

第2回募集：募集期間が決まり次第、ホームページに掲載します

(2) 補助金交付申請書の提出

ア 提出書類

- ・交付申請書 (第1号様式)
- ・事業計画 (第2号様式)
- ・収支予算書 (第3号様式)
- ・団体概要書 (第4号様式)
- ・構成員名簿 (第5号様式)
- ・団体の定款又は規約
- ・財務諸表に類する書類

イ 提出方法

原則としてデータを電子メール送付でご提出ください。(データ化が困難な場合は、紙で1部印刷してご提出ください。)

4 選考方法及び交付決定について

審査会において、書類を審査し、対象取組及び額を決定します。補助金の交付の可否及び補助金交付額については、申請期限の1か月後を目途にお知らせ(補助金交付決定通知書又は補助金不交付決定通知書)する予定です。

(1) 審査方法

審査会で書類を審査します。

(2) 評価項目

補助対象事業者は、主に以下の評価項目を総合的に審査して選定します。

- ア 団体の概要(財政基盤、活動状況、構成員)
- イ 事業の具体性(事業目的、支援対象)
- ウ 事業の実現性(計画性、必要な体制)
- エ 事業の継続性(事業)
- オ 活動実績(ヤングケアラーに関する支援活動実績)
- カ 申請額(適正な補助額)

5 取組実施後に提出する書類（実績報告）

実績報告に必要な書類は以下の通りです。

- ・実績報告書（第 13 号様式）
- ・事業報告書（第 13 の 2 号様式）
- ・収支決算書（第 14 号様式）
- ・領収書等の写し

6 その他

審査に当たっては、追加資料を提出していただくことがあります。

【お問合せ先】

横浜市子ども青少年局子ども家庭課ヤングケアラー支援団体補助金担当

電 話：045-671-2390

E-mail：kd-katei@city.yokohama.jp